

## 事務局長表彰実施要綱施行細則

### (課長等)

第1条 この施行細則における「課長等」とは、大阪広域環境施設組合事務分掌規則（平成26年規則第4号）第2条により設置された課長及び大阪広域環境施設組合事業所事務分掌規則（平成27年規則第1号）第2条により設置された工場長をいう。

### (欠格事由)

第2条 事務局長表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の別に定める欠格事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 無届欠勤又は事故欠勤があった職員
- (2) 遅参又は早退を2回以上行った職員
- (3) 病気休暇を2回かつ15日以上取得した職員
- (4) 給与差押を受けた職員
- (5) 懲戒処分又は管理者若しくは事務局長による行政措置を受けた職員
- (6) 「大阪広域環境施設組合職員の分限処分等に関する要綱」に規定する適正化指導の対象となった職員
- (7) その他、課長等が表彰にふさわしくないと思料する職員

### (表彰の効果)

第3条 優良賞を受賞した職員（グループでの受賞を除く）に対しては、要綱第9条に規定する表彰審査委員会（以下「委員会」という。）で特に功績があると認められた場合に限り、受賞した年度に当組合が実施する人事考課制度において、職務遂行上の業績として、「業績」項目で評価し、0.1点を加点することができる。

2 次の各号に掲げる職員が優良賞を受賞した場合には、前項の規定にかかわらず優良賞に基づく人事考課への反映は行わない。

- (1) 課長代理級以上の職員
- (2) 偶然性の高い行為により受賞した職員

3 優良賞を受賞した職員が、その年度の属する基準日から表彰日における人事考課制度の評価対象期間が終了する日までの間に、要綱第7条第1項に規定する欠格事由に該当した場合には、人事考課への反映は行わない。

4 特別賞及び努力職場賞については、人事考課への反映は行わない。

### (委員会の構成)

第4条 要綱第9条に掲げる委員会は、別表で掲げる者をもって構成する。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

2 委員長は会務を掌理する。

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 総務部長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときはその業務を代理する。
- 3 委員長が必要とするときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理させるため委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は総務部総務課に置く。

(表彰の手続き等)

第8条 表彰は、課長等から推薦を受けて行う。

- 2 委員会は、基準日の経過後、速やかに課長等に優良賞に係る推薦依頼を行う。
- 3 課長等は、前項の依頼に基づき、職員又はグループの行為が優良賞に該当すると思料する場合には、委員会に様式1を提出することにより推薦を行うことができる。
- 4 課長等は、職員又はグループの行為が特別賞に該当すると思料する場合には、都度、委員会に様式2を提出することにより推薦を行うことができる。
- 5 課長等は、所管する課又は工場全体の行為が努力職場賞に該当すると思料する場合には、都度、委員会に様式3を提出することにより推薦を行うことができる。
- 6 第4項又は前項に定める推薦手続きについて、課長等の推薦によりがたい場合は、部長級職員以上による推薦に代えることができる。

(審査の方法等)

第9条 優良賞における委員会の審査は、第1次審査、第2次審査の順に行う。

- 2 第1次審査は、前条第2項の規定により推薦された事由について、課長級職員が審査を行い、第2次審査で審査する表彰対象事由を選定する。
- 3 第2次審査は、前項の規定により選定された事由について、部長級以上の職員が審査を行い、受賞の可否について決定を行う。
- 4 特別賞及び努力職場賞における委員会の審査は、前条第3項又は第4項の規定により推薦された事由について、部長級以上の職員が審査を行い、表彰の可否について決定を行う。
- 5 委員会が行った選定及び決定に対して、職員は異議を申し立てることはできない。

(審査の基準等)

第10条 前条に規定する審査は、市民志向、チャレンジ精神、プロ意識、継続性、創意性、推薦のあった行為が他に与える効果・影響等を総合的に勘案して行うものとする。

- 2 優良賞、特別賞、努力職場賞それぞれの決定にあたっては、過去の表彰事例との均衡等を勘案して行うものとする。
- 3 同一の事由により複数の職員が優良賞又は特別賞に推薦された場合においては、グループでの推薦の場合を除き、各職員の行為の状況に応じて、個々、本条の基準に基

づき、審査を行うものとする。

(その他の事項)

第 11 条 この細則の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この施行細則は、平成 27 年 6 月 25 日から実施する。

附 則

この施行細則は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

別表（第 4 条関係）

事務局長
総務部長
施設部長
総務部総務課長
施設部施設管理課長
施設部建設企画課長
工場長（事務局長が指名する者）